

## 目次

第一編 総則	第一章 通則（第一条～第三条）
第二章 裁判所	第二節 日本の裁判所の管轄権（第三条の二十一～第三条の二十二）
第三章 当事者	第二節 管轄（第四条～第二十二条）
	第三節 裁判所職員の除斥及び忌避（第二十三条～第二十七条）
第四章 訴訟費用	第二節 当事者の能力及び訴訟能力（第二十一条～第三十七条）
第五章 訴訟手続	第二節 共同訴訟（第三十八条～第四十一条）
第六節 訴訟参加	第三節 訴訟代理人及び補佐人（第五十四条～第六十条）
第七節 訴訟費用	第四節 訴訟手続（第六十一条～第六十四条）
第八節 訴訟の負担	第五節 訴訟手続（第六十五条～第六十七条）
第九節 訴訟費用の担保	第六節 訴訟手続（第六十八条～第六十九条）
第十節 訴訟上の救助	第七節 訴訟手続（第六十九条～第七十一条）
第十一節 専門委員等	第八節 訴訟手続（第七十二条～第七十三条）
第十二節 専門委員（第九十二条の二～第九十九条の七）	第九節 訴訟手続（第七十四条～第七十五条）
第十三節 期日及び期間（第九十三条～第九十七条）	第十節 訴訟手続（第七十六条～第七十七条）
第十四節 送達	第十一節 訴訟手続（第七十八条～第七十九条）
第十五節 総則（第九十八条～第一百条）	第十二節 訴訟手続（第七十九条～第八十条）
第十六節 書類の送達（第一百一条～第一百八十七条）	第十三節 訴訟手続（第八十一条～第八十二条）
第十七節 電磁的記録の送達（第一百九条～第一百九十四条）	第十四節 訴訟手続（第八十三条～第八十四条）
第十八節 公示送達（第一百十条～第一百十三条规定）	第十五節 訴訟手続（第八十五条～第八十六条）

## 第五節 裁判（第一百十四条～第一百二十三条规定）

## 第七節 証拠保全（第二百二十四条～第二百四十二条）

## 第二章 裁判所

## 第一節 日本の裁判所の管轄権

（被告の住所等による管轄権）  
第三条の二 裁判所は、人にに対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知らない場合にはその住所が日本国内にあるとき、居所がない場合は居所が知らない場合には訴えの提起前に日本国内に最後に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、管轄権を有する。裁決所は、大使、公使その他在外公館に在つてその國の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、前項の規定にかかわらず、日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知らない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。）

第六章 裁判によらない訴訟の完結（第二百六十二条～第二百六十七条）

第七章 大規模訴訟等に関する特別則（第二百六十八条～第二百六十九条の二）

第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特別則（第二百七十条～第二百八十条）

第六節 訴訟手続の中断及び中止（第二百一十四条～第二百三十二条）

第七章 電子情報処理組織による申立て等（第二百三十二条の十一～第二百三十二条の十三）

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第二百三十三条～第二百三十三条の四）

第九章 訴え（第二百三十四条～第二百四十七条）

第十章 上告（第二百三十一条～第三百二十七条）

第十一章 控訴（第二百八十八条～第二百八十九条）

第十二章 抗告（第三百二十八条～第三百三十一条）

第十三章 再審（第三百三十八条～第三百四十九条）

第十四章 督促手続（第三百五十三条～第三百五十七条）

第十五章 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特別則（第三百五十五条～第三百五十九条）

第十六章 少額訴訟に関する特別則（第三百六十八条～第三百八十二条）

第十七章 法定期限期間訴訟手続に関する特別則（第三百八十三条～第三百八十七条）

第十八章 督促手続（第三百八十三条～第三百八十七条）

第十九章 執行停止（第四百三十三条～第四百五十五条）

第二十章 証拠（第二百二十二条～第二百二十九条）

第二十一章 証拠の整理手続（第二百二十九条～第二百三十二条）

第二十二章 口頭弁論及びその準備（第二百三十三条～第二百三十六条）

第二十三章 計画審理（第二百四十七条の二～第二百四十九条）

第二十四章 口頭弁論（第二百四十八条～第二百五十六条）

第二十五章 準備書面等（第二百六十一条～第二百六十三条）

第二十六章 争点及び証拠の整理手続（第二百六十四条～第二百六十七条）

第二十七章 准備的口頭弁論（第二百六十四条～第二百六十七条）

第二十八章 弁論準備手続（第二百六十八条～第二百七十四条）

第二十九章 書面による準備手続（第二百七十五条～第二百七十八条）

第三十章 証拠（第二百七十九条～第二百八十九条）

第三十一章 証人尋問（第二百九十条～第二百六十六条）

第三十二章 当事者尋問（第二百七十七条～第二百八十九条）

第三十三章 証明（第二百九十条～第二百九十九条）

第三十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第三十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第三十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第三十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第三十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第三十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第四十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第五十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第六十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第七十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第八十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第九十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百二十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百三十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百四十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百五十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十四章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十五章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十六章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十七章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十八章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百六十九章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百七十章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百七十一章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百七十二章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）

第一百七十三章 証拠の提出（第二百九十九条～第二百九十九条）



号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意(とみなす)であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国に裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したこと。

(応訴による管轄権)

**第三条の八** 被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、裁判所は、管轄権を有する。

(特別の事情による訴えの却下)

**第三条の九** 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。)においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

(管轄権が専属する場合の適用除外)

**第三条の十** 第三条の二から第三条の四まで及び第三条の六から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

(職権証拠調べ)

**第三条の十一** 裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(管轄権の標準時)

**第三条の十二** 日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。

**第二節 管轄**

(普通裁判籍による管轄)

**第四条** 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないときは居所が知れないときは最後の住所により定まる。

大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人が前項の規定に

4 法人その他の社団又は財團の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5 外国の社団又は財團の普通裁判籍は、前項の規定にかかわらず、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

6 国の普通裁判籍は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる。  
 (財産権上の訴え等についての管轄)

**第五条** 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

一 財産権上の訴え	義務履行地
二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え	手形又は小切手の支払地
三 船員に対する財産権上の訴え	船舶の船籍の所在地
四 日本国内に住所（法人にあっては、事務所又は営業所。以下この号において同じ。）がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え	請求若しくはその号に於ける業務に関するもの所在地
五 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの訴え	當該事務所又は営業所の所在地
六 船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え	船舶の船籍の所在地
七 船舶債権その他の船舶を担保とする債権に基づく訴え	船舶の所在地
八 会社その他の社団又は財團に関する訴えで次に掲げるものの訴え、社員からの社員若しくは社員であった者に対する訴え又は社員であつた者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの	社団又は財團の普通裁判籍の所在地

第六条の二 意匠権、商標権、著作者の権利(デジタル化)	ログラムの著作物についての著作者の権利を除く。)、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第一条第一項に規定する不正競争又は家畜伝遺資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和二年法律第二十二号)第二条第三項に規定する不正競争をいう)による営業上の利益の侵害に係る訴えについて、第四条又は第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所に管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができます。
一 前条第一項第一号に掲げる裁判所(東京地方裁判所を除く。) 東京地方裁判所	二 前条第一項第一号に掲げる裁判所(大阪地方裁判所を除く。) 大阪地方裁判所
(併合請求における管轄)	
第七条	一の訴えで数個の請求をする場合には、第四条から前条まで(第六条第三項を除く。)の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。 (訴訟の目的の価額の算定)
第八条	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によつて算定する。
二	前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。 (併合請求の場合の価額の算定)
第九条	一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額と



5 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対し  
ては、即時抗告をすることができる。  
(訴訟手続の停止)

第二十六条 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、訴訟手続を要する行為については、この限りでない。  
(裁判所書記官への準用)

### 第三章 当事者

#### 第一節 当事者能力及び訴訟能力

##### (原則)

第二十八条 当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能者は、この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合においては、裁判所書記官の所属する裁判所がする。

##### (裁判所書記官への準用)

##### (原則)

第二十九条 当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能者は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授權についても、同様とする。  
(法人でない団体等の当事者能力)

##### (選定当事者)

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のためには管轄人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

##### (選定当事者)

第三十一条 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

##### (訴訟の係属)

第三十二条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第三十三条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第三十四条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第三十五条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第三十六条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第三十七条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第三十八条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第三十九条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第四十条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

第四十一条 被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

##### (訴訟の係属)

できない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。  
(被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則)

第三十二条 被保佐人、被補助人(訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授権を要しない。

第三十三条 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授権がなければならない。

一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条(第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による脱退

二 控訴、上告又は第三百八十八条第一項の申立ての取下げ

三 第三百六十条(第三百六十七条第二項、第三百七十八条第二項及び第三百八十二条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

四 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

五 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

六 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

七 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

八 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

九 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十一 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十二 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十三 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十四 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十五 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十六 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十七 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十八 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

十九 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

二十 第三百六十九条(第三百六十七条第一項の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

て、未成年者又は成年被後見人に對し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、受訴裁判所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる。

二 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができます。

三 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

(法定代理権の消滅の通知)

第三十六条 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

二 前項の規定は、選定当事者の選定の取消し及び変更について準用する。

(法定代理権の消滅の通知)

三 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

(法定代理権の消滅の通知)

四 第三十二条第一項の規定は、第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人が提起した上訴について他の共同訴訟人である被保佐人若しくは被補助人又は他の共同訴訟人の後見人その他の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

(同時審判の申出がある共同訴訟)

五 第三十七条 この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財團でその名において訴え、又は訴えられることがができる。訴訟の目的である権利と共同被告の他方にに対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

(共同訴訟の要件)

六 第三十八条 訴訟の目的である権利又は義務が數人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人

は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であつて事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。

(共同訴訟人の地位)

七 第三十九条 共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

(必用的共同訴訟)

八 第四十一条 共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

(必用的共同訴訟)

九 第四十二条 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。

(補助参加の申出)

十 第四十三条 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をするべき裁判所にしなければならない。

十一 第四十四条 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。

(補助参加についての異議等)

十二 第四十五条 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。

(補助参加についての異議等)

十三 第四十六条 当事者がこれと述べないで弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後は、述べることができない。

(第一項の裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

(補助参加人の訴訟行為等)

十四 第四十七条 第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。

(第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。

(第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。

(第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。



3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。

#### 第四章 訴訟費用

##### 第一節 訴訟費用の負担

###### (訴訟費用の負担の原則)

**第六十一条** 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

(不必要的行為があつた場合等の負担)  
（訴訟を遅滞させた場合の負担）

**第六十二条** 裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防御に必要でない行為によつて生じた訴訟費用又は行為の時ににおける訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防御に必要であつた行為によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

(訴訟を遅滞させた場合の負担)  
（訴訟を遅滞させた場合の負担）

**第六十三条** 当事者が適切な時期に攻撃若しくは防御の方法を提出しないことにより、又は期日若しくは期間の不遵守その他当事者の責めに帰すべき事由により訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。（共同訴訟の場合の負担）

**第六十四条** 一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。（共同訴訟の場合の負担）

**第六十五条** 共同訴讼人は、等しい割合で訴訟費用を負担する。ただし、裁判所は、事情により、共同訴讼人に連帯して訴訟費用を負担させ、又は他の方法により負担させることができる。

**第六十六条** 第六十二条から前条までの規定は、補助参加についての異議によつて生じた訴訟費用の補助参加とその異議を述べた当事者との間における負担の関係について準用する。（訴訟費用の負担の裁判）

**第六十七条** 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全額を立てるべき方法で告知することによって、その効力を生ずる。

部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に是、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしてなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

###### (和解の場合の負担)

**第六十八条** 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

###### (法定代理人等の費用償還)

**第六十九条** 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によつて訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権があることを証明することができず、かつ、追認を得ることができなかつた場合において、その訴訟行為によつて生じた訴訟費用について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

2 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権があることを証明することができず、かつ、追認を得ることができなかつた場合において、その訴訟行為によつて生じた訴訟費用について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

2 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者は、訴訟費用は、代理人として訴訟行為をした者の負担とする。（訴訟費用額の確定手続）

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

2 前項の規定は前項の申立てについての決定について、同条第二項の規定は前項の申立てについて、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てに關する裁判所書記官の処分について、同条第五項から第八項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。（費用額の確定処分の更正）

3 第一項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める一審裁判所の裁判所書記官が定める。

2 前項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から十年以内にしなければならない。

3 第一項の場合は、裁判所が執行力を生じた後、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官はその決定が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならない。補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げがあつた場合も、同様とする。

2 第六十一条から第六十六条まで及び第七十一条の規定は前項の申立てについての決定について、同条第二項の規定は前項の申立てについて、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てに關する裁判所書記官の処分について、同条第五項から第八項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

###### (費用額の確定処分の更正)

3 第一項の場合は、裁判所が執行力を生じた後、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。

2 第六十一条の規定は前項の申立てについての決定について、同条第二項の規定は前項の申立てについて、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てに關する裁判所書記官の処分について、同条第五項から第八項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合は、裁判所が執行力を生じた後、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。

5 前項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間に不変期間内にしなければならない。

6 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。裁判所は、第一項の規定による額を定める处分に対する異議の申立てを理由があると認める場合には、訴訟費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならぬ。

7 裁判所は、第一項の規定による額を定める処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合には、訴訟費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならぬ。

8 第五項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

9 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

10 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

11 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

12 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

13 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

14 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

15 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

16 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

17 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

18 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

19 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

20 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

21 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

22 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

23 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

24 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

25 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

26 第二項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第七十二条から第六項まで及び第八項の規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

3 第一項に規定する額を定める处分に対する異議の申立てがあつたときは、前項の異議の申立ては、することができない。

4 第二節 訴訟費用の担保

（担保提供命令）

原告が日本国内に住所、事務所及び営業所を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。その担保に不足を生じたときは、同様とする。

5 前項の規定は、金銭の支払の請求の一部について争いがない場合において、その額が担保として十分であるときは、適用しない。

6 被告は、担保を立てるべき事由があることを、被告が全審級において支出すべきことを原告に命じなければならない。

7 前項の規定は、金銭の支払の請求の一部について争いがない場合において、その額が担保として十分であるときは、適用しない。

8 被告の額は、被告が全審級において支出すべきことを原告に命じなければならない。

9 裁判所は、第一項の決定において、担保の額及び担保を立てるべき期間を定めなければならない。

10 第一項の申立てをした被告は、原告が担保を立てるべき事由があることを、被告が全審級において支出すべきことを原告に命じなければならない。

11 被告は、担保を立てるべき期間内に、裁判所の管轄区域内外の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替手続）について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、第一項の申立てを立てるべき期間を定めなければならない。

12 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

13 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

14 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

15 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

16 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

17 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

18 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

19 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

20 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

21 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

ないで、判決で、訴えを却下することができる。ただし、判決前に担保を立てたときは、この限りでない。

(担保の取消し)

担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない。

担保を立てた者が担保の取消しについて担保権者の同意を得たことを証明したときも、前項と同様とする。

訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権者に対し、一定の期間内にその権利行使すべき旨を催告し、担保権者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権者の同意があつたものとみなす。

第一項及び第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(担保の変換)

第一項及び第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(他の法令による担保への準用)

裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によつて他の担保に変換することを妨げない。

### 第三節 訴訟上の救助

**第八十条** (救助の付与)

裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によつて他の担保に変換することを妨げない。

**第八十一条** 第七十五条第四項、第五項及び第七項並びに第七十六条から前条までの規定は、他の法令により訴えの提起について立てるべき担保について準用する。

### 第四章 訴訟手続

#### 第一節 訴訟の審理等

##### (口頭弁論の必要性)

##### (第八十二条)

##### (第八十三条)

##### (第八十四条)

##### (第八十五条)

##### (第八十六条)

##### (第八十七条)

##### (第八十八条)

##### (第八十九条)

##### (第九十条)

##### (第九十一条)

##### (第九十二条)

##### (第九十三条)

##### (第九十四条)

##### (第九十五条)

##### (第九十六条)

##### (第九十七条)

##### (第九十八条)

##### (第九十九条)

##### (第一百条)

##### (第一百一条)

##### (第一百二条)

##### (第一百三条)

##### (第一百四条)

##### (第一百五条)

##### (第一百六条)

##### (第一百七条)

##### (第一百八条)

##### (第一百九条)

##### (第一百十条)

##### (第一百十一条)

##### (第一百十二条)

##### (第一百十三条)

##### (第一百十四条)

##### (第一百十五条)

##### (第一百十六条)

##### (第一百十七条)

##### (第一百十八条)

##### (第一百十九条)

##### (第一百二十条)

##### (第一百二十二条)

##### (第一百二十三条)

##### (第一百二十四条)

##### (第一百二十五条)

##### (第一百二十六条)

##### (第一百二十七条)

##### (第一百二十八条)

##### (第一百二十九条)

##### (第一百三十条)

##### (第一百三十二条)

##### (第一百三十三条)

##### (第一百三十四条)

##### (第一百三十五条)

##### (第一百三十六条)

##### (第一百三十七条)

##### (第一百三十八条)

##### (第一百三十九条)

##### (第一百四十条)

##### (第一百四十一条)

##### (第一百四十二条)

##### (第一百四十三条)

##### (第一百四十四条)

##### (第一百四十五条)

##### (第一百四十六条)

##### (第一百四十七条)

##### (第一百四十八条)

##### (第一百四十九条)

##### (第一百五十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)

##### (第一百五十十六条)

##### (第一百五十十七条)

##### (第一百五十十八条)

##### (第一百五十十九条)

##### (第一百五十十条)

##### (第一百五十一条)

##### (第一百五十十二条)

##### (第一百五十十三条)

##### (第一百五十十四条)

##### (第一百五十十五条)</h







す。この場合においては、民法第九十八条第三項ただし書の規定を準用する。

#### 第五節 裁判

(既判力の範囲) 確定判決は、主文に包含するもの限り、既判力を有する。

2 相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもつて対抗した額について既判力を有する。

(確定判決等の効力が及ぶ者の範囲)

2 確定判決は、次に掲げる者に對してその効力を有する。

一 当事者

二 当事が他人のために原告又は被告となつた場合のその他人

三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

五 前項の規定は、仮執行の宣言について準用する。

(判決の確定時期)

第二百六十六条 判決は、控訴若しくは上告(第三百二十七条第一項(第三百八十一条第二項において準用する場合を含む。)の上告を除く。)の提起による第三百五十五条第一項の申立て又は第三百五十七条第三項において準用する場合を含む。)、第三百七十八条第一項若しくは第三百八十八条第一項の規定による異議の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。

2 判決の確定は、前項の期間内にした控訴の提起、同項の上告の提起又は同項の申立てにより、遮断される。

(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え)

第二百七十七条 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となつた事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する定期金に係る部分に限る。前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属する。

(外国裁判所の確定判決の効力)

第二百八十八条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。

二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く。)を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。

三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。

四 相互の保証があること。

(決定及び命令の告知)

第二百十九条 決定及び命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

(訴訟指揮に関する裁判の取消し)

第二百二十条 訴訟の指揮に関する決定及び命令は、いつでも取り消すことができる。

(裁判所書記官の処分に対する異議)

第二百二十二条 判決及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

(判事補の権限)

第二百二十三条 判決以外の裁判は、判事補が単独ですることができる。

(判決に関する規定の準用)

第二百二十二条 判決及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

(訴訟手続の中断及び受継)

第二百二十四条 次の各号に掲げる事由があるときは訴訟手続は、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

一 当事者の死亡、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人その他の法令により訴訟を続行すべき者

二 当事者である法人の合併による消滅、合併によって設立された法人又は合併後存続する法人

三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人人の死亡若しくは代理権の消滅、法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者

四 次のイからハまでに掲げる者の信託に関する任務の終了、当該イからハまでに定める者

イ 当事者である受託者、新たなる受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管

託財産管理者若しくは新たな信託財産法人

代理人

ハ 当事者である信託管理人、受益者又は新たな信託管理人

五 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの死亡、その他の事由による資格の喪失、同一の資格を有する者

六 選定当事者の全員の死亡その他の事由による資格の喪失、選定者の全員又は新たな選定当事者

2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。

(相手方による受継の申立て)

第二百一十六条 訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることができる。

(受継についての裁判)

第二百一十七条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。

3 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

4 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

5 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

6 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

7 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

8 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

9 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

10 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

11 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

12 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

13 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

14 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

15 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

16 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

17 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

18 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

19 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

20 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

21 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

22 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

23 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手續の受継の申立てがあつた場合には、その判決をしなければならない。

者不明土地等に関する訴訟手続は、中止する。この場合においては、所有者不明土地等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

法第二百六十四条の八第一項に規定する所有者不明建物管理命令をいう。以下この項において同一の規定は所有者不明建物管理命令(民法第二百六十四条の八第一項に規定する所有者不明建物管理命令をいう。以下この項において同一の規定が発せられた場合について、前項の規定は所有者不明建物管理命令が取り消された場合について準用する)。

(相手方による受継の申立て)

第二百一十七条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(受継についての裁判)

第二百一十八条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(受継による続行命令)

第二百一十九条 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で訴訟手続の続行を命ぜることができる。

(裁判所の職務執行不能による中止)

第二百三十一条 天災その他の事由によつて裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。

(当事者の故障による中止)

第二百三十二条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができ

(当事者の故障による中止)

第二百三十三条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

第二百三十四条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

第二百三十五条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

第二百三十六条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

第二百三十七条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

第二百三十八条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

第二百三十九条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

第二百四十条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

第二百四十一条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

(当事者の故障による中止)

訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

## 第六章 訴えの提起前ににおける証拠収集の処分等

### (訴えの提起前ににおける照会)

**第一百三十二条の二** 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知（以下この章において「予告通知」という。）を書面でした場合には、その予告通知をした者（以下この章において「被予告通知者」という。）に對し、その予告通知をした日から四ヶ月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して、最高裁判所規則で定めるもの）により、書面若しくは電磁的方法により照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第百六十三条第一項各号のいずれかに該当する照会  
二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であつて、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を當むのに支障を生ずるおそれがあるもの  
三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

2 前項第二号に規定する第三者の私生活についての秘密又は同項第三号に規定する第三者の営業秘密に関する事項についての照会についての照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができる。

（訴えの提起前ににおける証拠収集の処分）

**第一百三十二条の四** 裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することができると認められるときは、その予告通知又は返答をした被予告通知者の申立てに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。

3 予告通知をする者は、第一項の規定による書面による予告通知に代えて、当該予告通知を受けた者の承諾を得て、電磁的方法により予告通知を知ることができる。この場合において、当該予告通知をする者は、同項の規定による予告通知をしたものとみなす。

5 予告通知者は、第一項の規定による書面による照会に代えて、被予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができます。

6 被予告通知者（第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。）は、同項の規定による書面による回答に代えて、予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができ

る。この場合において、被予告通知者は、同項の規定による書面による回答をしたものとみなす。

7 第一項の照会は、既にした予告通知と重複する予告通知に基づいては、することができない。

**第一百三十二条の三** 被予告通知者は、予告通知者に対し、当該予告通知者がした予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要旨に対する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四ヶ月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して、最高裁判所規則で定めるもの）により、書面若しくは電磁的方法により照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第百六十三条第一項各号のいずれかに該当する照会  
二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であつて、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を當むのに支障を生ずるおそれがあるもの  
三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

2 前条第一項ただし書、第二項及び第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「書面による返答」と、「電磁的方法により予告通知」とあるのは「電磁的方法により返答」と読み替えるものとする。

（証拠収集の処分の管轄裁判所等）

**第一百三十二条の五** 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならない。

一 前条第一項第一号の処分の申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二 前条第一項第二号の処分の申立て 申立人

3 第百三十二条の四第一項第二号若しくは第三号の囑託を受けた者又は同項第四号の命令を受けた者（以下この項において「囑託等を受けた者」といいう。）は、前項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述に代えて、最高峰裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法による調査結果の報告又は意見の陳述を行うことができる。この場合において、当該囑託等を受けた者は、同項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述をしたものとみなす。

4 裁判所は、第一項の処分をした後において、同一の処分の申立てでは、既にした予告通知と重複する予告通知又はこれに対する返答に基づいては、することができる。

（証拠収集の処分の管轄裁判所等）

**第一百三十二条の六** 裁判所は、第一項第一号から第三号までの処分をする場合には、囑託を受けた者が文書若しくは電磁的記録を記録した記録媒体による調査結果の報告又は意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を保管しなければならない。

5 第百三十二条の十三の規定は、適用しない。裁判所は、次条の定める手続による申立て及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を発した日から一月間、送付に係る文書若しくは電磁的記録又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を保管しなければならない。

6 第百八十九条第一項の規定は、第一項の処分について、第百八十四条第一項の規定は、第一項の処分について、第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分について、第二百三十三条の規定は、同号の処分について、第二百三十三条の三第二

分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は囑託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相違ないと認めるときは、この限りでない。

一 文書（第二百三十二条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。）の所持者にその文書の送付を囑託し、又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその電磁的記録の送付を囑託すること。

二 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体（次条第一項第二号において「官公署等」という。）に囑託すること。

三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託すること。

四 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。

五 前項の処分の申立ては、予告通知がされた日から四ヶ月の不定期間ににしなければならない。ただし、その期間の経過後にその申立てをすることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができる。

6 第百三十二条の四第一項第二号若しくは第三号の囑託を受けた者又は同項第四号の命令を受けた者（以下この項において「囑託等を受けた者」といいう。）は、前項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述に代えて、最高峰裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法による調査結果の報告又は意見の陳述を行なうことができる。この場合において、当該囑託等を受けた者は、同項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述をしたものとみなす。

7 第百三十二条の四第一項第二号若しくは第三号の囑託を受けた者又は同項第四号の命令を受けた者（以下この項において「囑託等を受けた者」といいう。）は、前項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述をすべき期間を定めなければならない。

8 第百三十二条の四第一項第二号若しくは第三号の囑託を受けた者又は同項第四号の命令を受けた者は、同項第三号の囑託に係る意見の陳述は、書面でなければならぬ。

2 第十六条第一項、第二十一条及び第二十二条の規定は、前条第一項の処分の申立てに係る事件について準用する。

（証拠収集の処分の手続等）

**第一百三十二条の六** 裁判所は、第一項第一号から第三号までの処分をする場合には、囑託を受けた者が文書若しくは電磁的記録を記録した記録媒体による調査結果の報告又は意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を保管しなければならない。

3 第百三十二条の四第一項第二号若しくは第三号の囑託を受けた者又は同項第四号の命令を受けた者（以下この項において「囑託等を受けた者」といいう。）は、前項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述をすべき期間を定めなければならない。

4 第百三十二条の四第一項第二号若しくは第三号の囑託を受けた者又は同項第四号の命令を受けた者は、同項第三号の囑託に係る意見の陳述は、書面でなければならぬ。

5 第百三十二条の六の規定は、適用しない。裁判所は、次条の定める手続による申立て及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を発した日から一月間、送付に係る文書若しくは電磁的記録又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を保管しなければならない。

6 第百三十二条の十三の規定は、適用しない。裁判所は、次条の定める手続による申立て及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を発した日から一月間、送付に係る文書若しくは電磁的記録又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を保管しなければならない。







(証明権等)

**第一百四十九条** 裁判長は、口頭弁論の期日又は期外において、訴訟関係を明瞭にするため、事實上及び法律上の事項に関し、当事者に對して問い合わせを發し、又は立証を促すことができる。

2 審理裁判官は、裁判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

3 当事者は、口頭弁論の期日又は期外において、裁判長に対し必要な發問を求めることがで

きる。裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外において、攻撃又は防護の方法に重要な変更を生じ得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

#### (訴訟指揮等に対する異議)

**第一百五十条** 当事者が、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は前条第一項若しくは第二項の規定による裁判長若しくは陪席裁判官の処置に對し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

**第一百五十二条** 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

1 当事者本人又はその法定代理人に対し、口頭弁論の期日に出頭することを命ずること。

2 口頭弁論の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者で裁判所が相当と認めるものに陳述をさせること。

3 訴訟書類若しくは訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するもの又は訴訟においてその記録された情報の内容を引用した電磁的記録で当事者が利用する権限を有するものを提出させること。

4 当事者又は第三者の提出した文書その他の物件を裁判所に留め置くこと。

5 検証をし、又は鑑定を命ずること。

6 調査を嘱託すること。

7 前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

8 第一項の規定により提出された文書及び前項の規定により提出された電磁的記録については、第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する検証、鑑定及び調査の団結について、証拠調べに関する規定を準用する。

**第一百五十三条** 裁判所は、口頭弁論の再開を命ぜることができる。(通訳人の立会い等)

**第一百五十四条** 口頭弁論に關与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。

**第一百五十五条** 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人ととの間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困る。

**第一百五十六条** 第百四十七条の三第三項又は第五十六条の二(第七十条第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定の事項についての攻撃又は防護の方法を提出すべき期間が定められている場合において、当事者がその期間内に当該攻撃又は防護の方法については、これにより審理の計画に従つた訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

2 ただし、その当事者がその期間内に当該攻撃又は防護の方法を提出することができなかつたことについて相当の理由があることを疎明したときは、この限りでない。

**第一百五十七条** 第百四十七条の三第三項又は第五十六条の二(第七十条第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定の事項についての攻撃又は防護の方法を提出すべき期間が定められている場合において、当事者がその期間内に当該攻撃又は防護の方法については、これにより審理の計画に従つた訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

2 ただし、その当事者がその期間内に当該攻撃又は防護の方法を提出することができなかつたことについて相当の理由があることを疎明したときは、この限りでない。

**第一百五十八条** 原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしていないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。(訴狀等の陳述の擬制)

**第一百五十九条** 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争つたものと認めるべきときは、この限りでない。

(審理の計画が定められている場合の攻撃防衛方法の提出期間)

**第一百五六条の二** 第百四十七条の三第一項の審理の計画に従つた訴訟手続の進行上必要があると認めるときは、裁判長は、当事者の意見を聴いて、特定の事項についての攻撃又は防護の方法を提出すべき期間を定めることができる。

**第一百五十七条** 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防護の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認められたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

**第一百五十八条** 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日における手続の方法、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成しなければならない)を作成しなければならない。

2 裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に当事者その他の関係人が異議を述べたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があつた旨を明らかにする措置を講じなければならない。

4 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、第二項の規定によりファイルに記録された電子調書によつてのみ証明することができる。ただし、当該電子調書が滅失したときは、この限りでない。

(口頭弁論に係る電子調書の更正)

**第一百六十条の二** 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができます。

2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

3 第七十二条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する处分及びこれらに對する異議の申立てについて準用する。

**第一百六十二条** 口頭弁論は、書面で準備しなければならない。

**第二節 準備書面等**

**第一百六十二条** 準備書面には、次に掲げる事項を記載する。

1 攻撃又は防護の方法

2 相手方の主張した事実を争つたものと推定する。

3 第一項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。ただし、その当事者が公示送達による呼出しを受けたものであるときは、この限りでない。

二 相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述	3
相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。	1
一 相手方に送達された準備書面	2
二 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面	3
三 相手方が第九一条の二第一項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面	3

(準備書面等の提出期間)	2
裁判長は、答弁書若しくは特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の提出をすべき期間を定めることができる。	2
前項の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。	2
(当事者照会)	2
当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面により又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	2
一 具体的又は個別のでない照会	1
二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会	1
三 既にした照会と重複する照会	1
四 意見を求める照会	1
五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会	2
六 第百九十六条又は第一百九十七条の規定により照言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会	2
七 当事者は、前項の規定による書面による照会に代えて、相手方の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる。	2
八 相手方(第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。)は、同項の規定による書面によ	3

(弁論準備手續の開始)	2
裁判所は、争点及び証拠の整理を行ったため必要があるときは、この款に定めるところにより、裁判所及び当事者が音声の送受信により同時に通話をできる方法により照会をすることができる。	2
(当事者の不出頭等による終了)	2
当事者が期日に出頭せず、又は第百六十二条第一項の規定により定められた期間弁論を終了するに当たり、当事者に準備的口頭弁論における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。	2
(当事者の不出頭等による終了)	2
裁判長は、相当と認めるときは、準備的口頭弁論を終了するに当たり、当事者に準備的口頭弁論における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。	2
(準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出)	2
内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。	2
(第二款 弁論準備手続)	2
当事者が期日に出頭しないで同項の手続を行なうことができる。	2
前項の期日に出頭したものとみなす。	2
前項の期日に出頭したものが、当事者は、その期日に出頭したものとみなす。	2
(弁論準備手續の開始)	2
裁判所は、争点及び証拠の整理を行なうため必要があるときは、当事者に準備的口頭弁論における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。	2
(弁論準備手續の終結後の攻撃防御方法の提出)	2
内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。	2
(第三款 書面による準備手続)	2
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(書面による準備手續の開始)	2
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(書面による準備手續の方法等)	2
裁判所は、書面による準備手續を行う場合には、第百六十二条第一項に規定する期間を定めなければならない。	2
(受命裁判官による弁論準備手續)	2
裁判所は、受命裁判官に弁論準備手続を行なうため必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をできる方法により照会をすることができる。	2
(第二款 弁論準備手續)	2
裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者について意見を聴いて、事件を弁論準備手續に付することができる。	2
(弁論準備手續の期日)	2
裁判所は、争点及び証拠の整理を行なうため必要があるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續を行う場合においては、協議の結果を裁判所記録官に記録させることができる。	2
(弁論準備手續の終結後の攻撃防御方法の提出)	2
内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。	2
(第三款 書面による準備手續)	2
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(書面による準備手續の開始)	2
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(書面による準備手續の方法等)	2
裁判所は、書面による準備手續を行う場合には、第百六十二条第一項に規定する期間を定めなければならない。	2
(受命裁判官による弁論準備手續)	2
裁判所は、受命裁判官が行う場合には、前二条の規定による裁判所及び裁判長の職務(前条第二項に規定する裁判を除く。)は、その裁判官が行う。ただし、同条第五項において準用する第百五十条の規定による異議についての裁判及び同項において準用する第百五十七条の二の規定による却下についての裁判は、受訴裁判所がする。	2
(弁論準備手續の期日)	2
裁判所は、争点及び証拠の整理を行なうため必要があるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(弁論準備手續の終結後の攻撃防御方法の提出)	2
内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。	2
(第三款 書面による準備手續)	2
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(書面による準備手續の開始)	2
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(書面による準備手續の方法等)	2
裁判所は、書面による準備手續を行う場合には、第百六十二条第一項に規定する期間を定めなければならない。	2
(受命裁判官による弁論準備手續)	2
裁判所は、受命裁判官が行う場合には、前二条の規定による裁判所及び裁判長の職務(前条第二項に規定する裁判を除く。)は、その裁判官が行う。ただし、同条第三項の規定による物件を含む。)及び電磁的記録の送付の嘱託についての裁判をすることができる。	2
(弁論準備手續に付する裁判の取消し)	2
裁判所は、相当と認めるときは、(証明すべき事実の確認)	2
(弁論準備手續における訴訟行為等)	2
裁判所は、当事者に準備書面を提出	2

(弁論準備手續における訴訟行為等)	2
裁判所は、当事者に準備書面を提出	2
裁判所は、弁論準備手續の結果の陳述	2
裁判所は、争点及び証拠の整理を行なうため必要があるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(弁論準備手續終結後の攻撃防御方法の提出)	2
内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。	2
(第三款 書面による準備手續)	2
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(書面による準備手續の開始)	2
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手續(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)を行うことができる。	2
(書面による準備手續の方法等)	2
裁判所は、書面による準備手續を行う場合には、第百六十二条第一項に規定する期間を定めなければならない。	2
(受命裁判官による弁論準備手續)	2
裁判所は、受命裁判官が行う場合には、前二条の規定による裁判所及び裁判長の職務(前条第二項に規定する裁判を除く。)は、その裁判官が行う。ただし、同条第三項の規定による物件を含む。)及び電磁的記録の送付の嘱託についての裁判をすることができる。	2
(弁論準備手續に付する裁判の取消し)	2
裁判所は、相当と認めるときは、(証明すべき事実の確認)	2
(弁論準備手續における訴訟行為等)	2
裁判所は、当事者に準備書面を提出	2



所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。

2 前項の裁判に對しては、当事者及び証人は、即時抗告ができる。

**第二百条** 第百九十二条及び第一百九十三条の規定は、証言拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく証言を拒む場合について準用する。  
 (宣誓)

**第二百一条** 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

2 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

3 第百九十六条の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができる。

4 証人は、自己又は自己と第百九十六条各号に掲げる關係を有する者に著しい利害關係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。

5 第百九十八条及び第一百九十九条の規定は証人が宣誓を拒む場合について、第百九十二条及び第百九十三条の規定は宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく宣誓を拒む場合について準用する。  
 (尋問の順序)

**第二百二条** 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序である。

2 裁判長は、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができない。

3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議(書類等に基づく陳述の禁止)を受ける。

**第二百三条** 証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。  
 (付添い)

**第二百三條の二** 裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受けの場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又は

その陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

**第二百四条** 証人には、特別の定めがある場合を除し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。  
 (遮へいの措置)

**第二百三条の三** 裁判長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係(証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。次条第二号において同じ。)その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前(同条に規定する方法による場合を含む。)において陳述するときは、圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、その当事者本人又は法定代理人とその証人ととの間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名譽に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人ととの間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができない。

3 前項第三項の規定は、前二項の規定による裁判長の処置について準用する。  
 (映像等の送受信による通話の方法による尋問)

**第二百四条** 裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。

1 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭するこ<sup>(虚偽の陳述に対する過料)</sup>とが困難であると認める場合

**第二百五条** 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

**第二百五十五条** 裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項

係その他の事情により、証人が裁判長及び当該者が尋問するためには在席する場所に付されなければならないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

**第二百五十六条** 裁判所は、当事者に異議がない場合(尋問に代わる書面の提出)

2 前項の規定による書面の提出に代え、書面の提出をさせることができる。

3 当事者が、第一項の規定による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

**第二百五十七条** 裁判長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係(証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。次条第二号において同じ。)その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前(同条に規定する方法による場合を含む。)において陳述するときは、圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、その当事者本人又は法定代理人とその証人ととの間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができない。

2 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名譽に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人ととの間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができない。

3 前項第三項の規定は、前二項の規定による裁判長の処置について準用する。

**第二百五十八条** 裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。

**第二百五十九条** 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

**第二百五十五条** 裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項

2 前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合において、虚偽の陳述をした当事者が訴訟の係属中その陳述が虚偽であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

**第二百六十条** 第百九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

**第二百六十二条** 第百九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問に關する規定(証人尋問の規定の準用)

2 第一百二十二条 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。

3 第百九十六条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務に就く。この場合において、当該証人は、同項の書面を提出したものとみなす。

2 証人は、前項の規定による書面の提出に代え、書面の提出をさせることができる。

3 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は前項の規定によりファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該証人は、同項の書面を提出したものとみなす。

**第二百六十三条** 裁判所は、当事者に對し、第一項の書面に記載された事項の提示をしなければならない。(受命裁判官等の権限)

2 裁判所は、当事者に對し、第一項の書面に記載された事項の提示をしなければならない。

**第二百六十四条** 裁定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。鑑定人が陳述をした場合であつても、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。

2 忌避の申立ては、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官にしなければならない。

3 忌避を理由があるとする決定に対しても、不服を申し立てることができない。

4 忌避を理由がないとする決定に對しては、即時抗告をすることができる。

**第二百六十五条** 裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項





は電磁的記録を利用する権限を有する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

3 急迫の事情がある場合には訴えの提起後であっても、前項の地方裁判所又は簡易裁判所で証拠保全の申立てをすることができる。(相手方の指定ができない場合の取扱い)

**第二百三十六条** 証拠保全の申立ては、相手方を選任することができる。

(職権による証拠保全)

**第二百三十七条** 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。

(不服申立ての不許)

**第二百三十八条** 証拠保全の決定に対しても、不服を申し立てることができない。

(受命裁判官による証拠調べ)

**第二百三十九条** 第二百三十五条第一項ただし書の場合には、裁判所は、受命裁判官に証拠調べをさせることができる。

(期日の呼出し)

**第二百四十一条** 証拠調べの期日には、申立人及び相手方を呼び出さなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(証拠保全の費用)

**第二百四十二条** 証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

**第五章 判決**

(終局判決)

**第二百四十三条** 裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。

2 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。

3 前項の規定は、口頭弁論の併合を命じた数個の訴訟中その一部が裁判をするのに熟した場合及び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合について準用する。

**第二百四十四条** 裁判所は、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をし

ないで退廷をした場合において、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。ただし、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合には、出頭した相手方の申出があるときに限る。

(中間判決)

**第二百四十五条** 裁判所は、独立した攻撃又は防衛の方法その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。請求の原因及び数額について争いがある場合におけるその原因についても、同様とする。

(判決事項)

**第二百四十六条** 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることはできない

(自由心証主義)

**第二百四十七条** 裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん張を真実と認めるべきか否かを判断する。

(損害額の認定)

**第二百四十八条** 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することができるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(直接主義)

**第二百四十九条** 判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする。

2 裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

3 単独の裁判官が代わった場合には、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

(言渡期日)

**第二百五十一条** 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内にしなければならない。

2 判決の言渡しは、この限りでない。たゞ、事件が複雑であるときは、他の特別の事情があるときは、この限りでない。

3 判決の言渡しは、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をし

(電子判決書)

**第二百五十二条** 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以下「電子判決書」という)を作成しなければならない。

2 前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

1 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものに送達

2 前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

1 裁判所に記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものに送達

項及び第三百八十二条の七第一項において同じ。)又は前条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書(第百六十一条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十二条第五項、第二百八十五条、第三百五十七条及び第三百七十九条第一項において同じ。)は、当事者に送達しなければならない。

2 前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

1 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものに送達

2 前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

1 裁判所に記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものに送達

項及び第三百八十二条の七第一項において同じ。

2 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

3 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

4 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

5 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

6 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

7 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

8 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

9 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

10 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

11 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

12 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

13 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

14 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

15 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

16 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

17 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

18 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

19 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

20 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

21 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

22 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

23 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

24 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

25 かかる口頭弁論の期日に出頭しない場合においては、その他の方法によつて行つてよい。

だし、判決に対し適法な控訴があつたときは、この限りでない。

#### (裁判の脱漏)

**第二百五十八条** 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分

については、なおその裁判所に係属する。

2 訴訟費用の負担の裁判を脱漏したときは、裁

判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟費

用の負担について、決定で、裁判をする。この

場合においては、第六十一条から第六十六条ま

での規定を準用する。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすること

ができる。

4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判

は、本案判決に対し適法な控訴があつたとき

は、その効力を失う。この場合においては、控

訴裁判所は、訴訟の総費用について、その負担

の裁判をする。

5 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判

は、申立てにより又は職権で、担保を立てて、

又は立てないで仮執行をすることができる」と

を宣言することができる。

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求及び

これに附帯する判決については、裁判所は、職権で、

担保を立てないで仮執行をすることができるこ

とを宣言しなければならない。ただし、裁判所

が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てる

ことによらしめることができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を

立てて仮執行を免れることを宣言することができる。

4 仮執行の宣言は、判決の主文に掲げなければ

ならない。前項の規定による宣言についても、

同様とする。

5 仮執行の宣言の申立てについて裁判をしなかつたときも、同様とする。

(仮執行の宣言の失効及び原状回復等)

**第二百六十条** 仮執行の宣言は、その宣言又は本案判決を変更する判決の言渡しにより、変更の限度においてその効力を失う。

2 本案判決を変更する場合には、裁判所は、被告の申立てにより、その判決において、仮執行の宣言に基づき被告が給付したもののが返却及び仮執行により又はこれを免れるために被告が受けた損害の賠償を原告に命じなければならぬ。

3 仮執行の宣言のみを変更したときは、後に本

案判決を変更する判決について、前項の規定を適用する。

**第六章** 裁判によらない訴訟の完結

**第二百六十二条** 訴えは、判決が確定するまで、

その全部又は一部を取り下げができる。

(訴えの取下げ)

2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備

書面を提出し、弁論準備手続において申述を

し、又は口頭弁論をした後においては、相手方

の同意を得なければ、その効力を生じない。た

だし、本訴の取下げがあった場合における反訴

の取下げについては、この限りでない。

3 訴えの取下げは、書面でしなければならな

い。

4 前項の規定にかかわらず、口頭弁論、弁論準

備手続又は和解の期日（以下この章において

「口頭弁論等の期日」という）において訴えの

取下げを受けるときは、口頭ですることを妨げな

い。この場合において、裁判所書記官は、その

期日の電子調書に訴えの取下げがされた旨を記

録しなければならない。

5 第二項本文の場合において、訴えの取下げが

書面でされたときはその書面を、訴えの取下げ

が口頭弁論等の期日において口頭でされたとき

（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は

前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記

録された電子調書を相手方に送達しなければな

らない。

6 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二

週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴

2 本案について終局判決があつた後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

(訴えの取下げの擬制)

**第二百六十三条** 当事者双方が、口頭弁論若しく

は弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をした場合において、一月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。当事者双方が、連続して二回、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしてしないで退廷若しくは退席をしたときも、同様とする。

(和解条項案の書面による受諾)

**第二百六十四条** 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受命裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(和解等に係る電子調書の効力)

**第二百六十五条** 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定め裁判所等が定める和解条項

2 前項の更正決定に対する抗告をすることはできる。

3 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

**第七章** 大規模訴訟等における特則

(大規模訴訟に係る事件における受命裁判官による証人等の尋問)

2 前項の更正決定に対する抗告をすることはできる。

3 第一項の申立てを不適法として却下した決定

に対する抗告をすることはできる。

4 当事者は、前項の申立ては、書面でしなければならぬ。

5 第二項の申立ては、書面でしなければならぬ。

6 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

7 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

8 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

9 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

10 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

11 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

12 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

13 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

14 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

15 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

16 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

17 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

18 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

19 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

(和解等に係る電子調書の効力)

**第二百六十七条** 裁判所書記官が、和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有する。

前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、第二百五十五条第二項の規定を準用する。

(和解等に係る電子調書の更正決定)

**第二百六十七条の二** 前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は調書は、当事者に送達しなければならない。

この場合においては、第二百五十五条第二項の規定を準用する。

(和解等に係る電子調書の効力)

**第二百六十八条** 裁判所は、大規模訴訟（当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟をいう。）に係る事件について、当事者に異議がないときは、事件の解决のために異議がないときは、事件の解决のために適当な和解条項を定め裁判所等が定める和解条項

2 前項の更正決定に対する抗告をすることはできる。

3 第一項の申立てを不適法として却下した決定

に対する抗告をすることはできる。

**第七章** 大規模訴訟等における事件における受命裁判官による証人等の尋問

2 前項の更正決定に対する抗告をすることはできる。

3 第一項の申立てを不適法として却下した決定

に対する抗告をすることはできる。

4 当事者は、前項の申立ては、書面でしなければならない。

5 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

6 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

7 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

8 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

9 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

10 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

11 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

12 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

13 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

14 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

15 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

16 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

17 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

18 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る事件については、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

#### 第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

(手続の特色)

**第二百七十二条** 簡易裁判所においては、簡易な手続きにより迅速に紛争を解決するものとする。  
(口頭による訴えの提起)

**第二百七十三条** 訴えは、口頭で提起することができる。

**第二百七十四条** 簡易裁判所において明瞭にすべき事項

(訴えの提起において明瞭にすべき事項)

**第二百七十五条** 訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明瞭にすれば足りる。

**第二百七十六条** 訴えの提起においては、訴えの提起は、口頭の陳述によつてする。

**第二百七十七条** 当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によつてする。

**第二百七十八条** 被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。この場合においては、第二十二条の規定を準用する。

**第二百七十九条** 前項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。

**第二百八十一条** 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

**第二百八十二条** 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ぜる。この場合には、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

**第二百八十三条** 申立人又は相手方が第一項の和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、和解が調わないものとみなすことができる。

4 第一項の和解については、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定は、適用しない。

(和解に代わる決定)

**第二百七十五条の二** 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他的事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間が経過時から五年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

**第二百七十七条の二** 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

**第二百七十八条の二** 裁判所は、相当と認めるときは、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代え、書面の提出をさせることができることとする。

(尋問等に代わる書面の提出)

**第二百七十九条** 第一項の決定を受けた日から二週間の不变期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

**第二百八十条** 第一項の決定は、被告が支払を怠つた場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

**第二百八十二条** 前項の分割払の定めをするときは、原告の意見を聴いて、その定めをし、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

**第二百八十三条** 前項の分割払の定めをするときは、原告の意見を聴いて、その定めをし、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

**第二百八十四条** 第一項の決定は、その効力を失う。

**第二百八十五条** 第一項の決定は、裁判所に異議を申し立てることができる。

**第二百八十六条** 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

**第二百八十七条** 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

**第二百八十八条** 控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、第一審裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。

**第二百八十九条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十二条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十三条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十四条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十五条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十六条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十七条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十八条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十九条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十六条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十七条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十八条** 第一審裁判所による控訴の却下

**第二百九十九条** 第一審裁判所による控訴の却下

三 相手方が第九十一条の二第一項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における(控訴をすることができる判決等)

**第二百八十二条** 第五百八条の規定は、原告又は被告が口頭弁論の続行の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしない場合について準用する。

(続行期日における陳述の擬制)

**第二百八十三条** 第五百八条の規定は、原告又は被告が口頭弁論の続行の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしない場合について控訴をしない旨の合意をしたときは、この限りでない。

(控訴をすることができる判決等)

**第二百八十四条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限)

**第二百八十五条** 総局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百八十六条** 訴訟費用の負担の裁判に対する控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百八十七条** 訴訟費用の負担の裁判に対する控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百八十八条** 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(司法委員)

**第二百八十九条** 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(司法委員)

**第二百九十条** 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(司法委員)

**第二百九十二条** 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(司法委員)

**第二百九十三条** 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(司法委員)

**第二百九十四条** 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(司法委員)

**第二百九十五条** 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(司法委員)

第三編 上訴

第一章 控訴

(控訴をすることができる判決等)

**第二百八十二条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴をすることができる判決等)

**第二百八十三条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴費用の負担の裁判に対する控訴の制限)

**第二百八十四条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百八十五条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百八十六条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百八十七条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百八十八条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百八十九条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十二条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十三条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十四条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十五条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十六条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十七条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十八条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十九条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十二条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十三条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十四条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十五条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十六条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十七条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十八条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十九条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十二条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十三条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十四条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十五条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十六条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十七条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十八条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十九条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十二条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十三条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十四条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十五条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十六条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十七条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十八条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十九条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十二条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十三条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十四条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十五条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十六条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十七条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十八条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十九条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十二条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十三条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十四条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十五条** 第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

**第二百九十六条** 第二

ついて、第二百三十七条の二の規定は民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合について、それぞれ準用する。

(控訴状の送達)

**第二百八十九条** 控訴状は、被控訴人に送達しなければならない。控訴状の送達をすることができない場合(控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む)について準用する。

2 第二百三十七条の規定は、控訴状の送達をすることができない場合(控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む)について準用する。

(口頭弁論を経ない場合の控訴の却下)

**第二百九十条** 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。

(呼出費用の予納がない場合の控訴の却下)

**第二百九十二条** 控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる。

2 第二百六十一條第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

(附帯控訴)

**第二百九十三条** 被控訴人は、控訴権が消滅した後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。附帯控訴は、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。

2 附帯控訴については、控訴に関する規定による。ただし、附帯控訴の提起は、附帯控訴状を提出してすることができる。

(第一審判決についての仮執行の宣言)

**第二百九十四条** 控訴裁判所は、第一審判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てに控訴裁判所に提出してすることができる。

より、決定で、仮執行の宣言をすることができる。

(仮執行に関する裁判に対する不服申立て)

**第二百九十五条** 仮執行に関する控訴審の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。ただし、前条の申立てを却下する決定に対してもは、即時抗告をすることができる。

(口頭弁論の範囲等)

**第二百九十六条** 口頭弁論は、当事者が第一審判決の変更を求める限度においてのみ、これを陈述しなければならない。

(第一審の訴訟手続の規定の準用)

**第二百九十七条** 前編第一章から第七章までの規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審の訴訟手続について準用する。ただし、第二百六十九条の規定は、この限りでない。

(第一審の訴訟行為の効力等)

**第二百九十八条** 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。

2 第二百六十七條の規定は、第一審において準備的口頭弁論を終了し、又は弁論準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防衛の方法を提出した当事者について、第二百七十八条の規定は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防衛の方法を提出した当事者について準用する。

(第一審の管轄違ひの主張の制限)

**第二百九十九条** 控訴審においては、当事者は、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができる。ただし、専属管轄(当事者が第二百九十九条の規定により合意で定めたものを除く。)については、この限りでない。

2 前項の第一審裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、当該訴訟が同一の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

(反訴の提起等)

**第三百条** 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる。

2 相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなす。

(事件の差戻し)

**第三百五条** 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、これを取り消さなければならない。

(第一審の判断の手続が違法な場合の取消し)

**第三百六条** 第一審の判断の手続が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない。

(事件の差戻し)

**第三百七条** 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならぬ。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

(仮執行に関する裁判に対する不服申立て)

**第三百八条** 前条本文に規定する場合のほか、請求の原因の変更、反訴の提起又は選定者に係る請求の追加すべき期間を定めることができるものとみなす。

2 前項の規定により定められた期間の経過後には、即時抗告をすることができる。

(口頭弁論の範囲等)

**第三百九十五条** 仮執行に関する控訴審の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。ただし、前条の申立てを却下する決定に対してもは、即時抗告をすることができる。

(第一審の訴訟手続の規定の準用)

**第三百九十六条** 口頭弁論は、当事者が第一審判決の変更を求める限度においてのみ、これを陈述しなければならない。

(控訴棄却)

**第三百九十七条** 控訴裁判所は、第一審判決を相当と陳述しなければならない。

2 当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(第一審の訴訟手続の規定の準用)

**第三百九十八条** 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。

2 第二百六十七條の規定は、第一審において準備的口頭弁論を終了し、又は弁論準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防衛の方法を提出した当事者について、第二百七十八条の規定は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防衛の方法を提出した当事者について準用する。

(第一審の管轄違ひの主張の制限)

**第三百九十九条** 控訴審においては、当事者は、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができる。ただし、専属管轄(当事者が第二百九十九条の規定により合意で定めたものを除く。)については、この限りでない。

2 前項の第一審裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、当該訴訟が同一の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

(反訴の提起等)

**第三百条** 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる。

2 相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなす。

(事件の差戻し)

**第三百五条** 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、これを取り消さなければならない。

(第一審の判断の手続が違法な場合の取消し)

**第三百六条** 第一審の判断の手續が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない。

(事件の差戻し)

**第三百七条** 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならぬ。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

(上告裁判所)

**第三百十一条** 上告は、高等裁判所が第二審又は第一審としてした終局判決に對しては最高裁判所に、地方裁判所が第二審としてした終局判決に對しては高等裁判所に对することができる。

2 第二百八十二条第一項ただし書の場合には、地方裁判所の判決に對しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に對しては高等裁判所に、直ちに上告をすることができる。

(攻撃防御方法の提出等の期間)

**第三百一条** 裁判長は、当事者の意見を聴いて、攻撃若しくは防御の方法の提出、請求若しくは

(上告の理由)

**第三百十二条** 上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他の憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、第四号に掲げる事由については、第三十四条第二項

(第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による追認があつたときは、この限りでない。

2 法律により判決に関与することができない。

2 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

2 法律により判決に関与することができない。

2 裁判官が判決に関与したこと。

2 法律により判決裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

3 専属管轄に関する規定に違反したこと(第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときを除く。)。

4 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

5 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。

6 判決に理由を附せず、又は理由に食違이があること。

6 条第一項各号に定める裁判所が最高裁判所の局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときを除く。)(控訴の規定の準用)

3 前章の規定は、特別の定めがある場合を除き、上告及び上告審の訴訟手続について準用する。

2 上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、上告理由書を原裁判所に提出しなければならない。

2 上告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならない。

(原裁判所による上告の却下)

**第三百十六条** 次の各号に該当することが明らかであるときは、原裁判所は、決定で、上告を却下しなければならない。

2 上告裁判所による上告の却下

(上告の理由の記載)

**第三百十五条** 上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、上告理由書を原裁判所に提出しなければならない。

2 上告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならない。

(上告の理由の記載)

**第三百十六条** 次の各号に該当することが明らかであるときは、原裁判所は、決定で、上告を却下しなければならない。

2 上告裁判所による上告の却下

(原裁判所による上告の却下)

**第三百十六条** 次の各号に該当することが明らかであるときは、原裁判所は、決定で、上告を却下しなければならない。

2 上告裁判所による上告の却下

一 上告が不適法でその不備を補正することができないとき。

2 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(上告裁判所による上告の却下等)

(原判決の確定した事実の拘束)

**第三百二十二条** 原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する。

2 第三百十一条第二項の規定による上告があつた場合には、上告裁判所は、原判決における事項の規定に違反しているとき。

2 上告が、次の各号に該当しない場合には、上告裁判所は、決定で、上告を却下することができる。

(上告受理の申立て)

2 上告裁判所である最高裁判所は、上告の理由が明らかに第三百十二条第一項及び第二項に規定する事由に該当しない場合には、決定で、上告を棄却することができる。

(最高裁判所の決定)

2 上告裁判所は、原判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てによって不服の申立てができないとき。

(仮執行の宣言)

2 上告裁判所は、原判決について不服の申立てができないとき。

(最高裁判所への移送)

2 上告裁判所である高等裁判所は、原判決について不服の申立てができないとき。

(最高裁判所の決定)

2 上告裁判所は、原判決について不服の申立てができないとき。

(最高裁判所の決定)

一 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として判決を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。

2 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として判決を破棄するとき。

い。

するときに限り、更に抗告をすることができる。

(控訴又は上告の規定の準用)

**第三百三十二条** 抗告及び抗告裁判所の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第一章の規定を準用する。ただし、前条の抗告及びこれに関する規定を準用する。

一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

**第三百三十三条** 即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間に不変期間内にしなければならない。(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間に不変期間内にしなければならない。

(原裁判所等による更正)

**第三百三十四条** 原裁判所は、即時抗告に限り、執行停止の効力を有する。

抗告裁判所又は原裁判所若しくは裁判官は、抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。(原裁判の執行停止)

**第三百三十五条** 抗告裁判所は、抗告について口頭弁論をしない場合には、抗告人その他の利害関係人を審尋することができる。(口頭弁論に代わる審尋)

**第三百三十六条** 地方裁判所及び簡易裁判所の決定及び命令で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の決定及び命令に対しても、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときにも、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告は、裁判の告知を受けた日から五日不变期間内にしなければならない。

第一項の抗告及びこれに関する訴訟手続には、その性質に反しない限り、第三百二十七条第一項の上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

(許可抗告)

**第三百三十七条** 高等裁判所の決定及び命令(第三百三十条の抗告及び次項の申立てについての決定及び命令を除く。)に対しては、前条第一項の規定を準用する。

項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、

その裁判が地方裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるとき限りである。

前項の高等裁判所は、同項の裁判について、最高裁判所の判例(これがない場合は、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、

決定で、抗告を許可しなければならない。

前項の申立てにおいては、前条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告があつたものとみなす。

最高裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄することができる。

第三百三十三条、第三百五十五条及び前条第二項の規定は第三項の申立てについて、第三百十八条第三項の規定は第二項の規定による許可をする場合について、同条第四項後段及び前条第三項の規定は第二項の規定による許可があつた場合について準用する。

前項第4号から第7号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。

前項第4号から第7号までに掲げる事由がある場合には、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができます。

控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができない。

第三百三十九条 判決の基本となる裁判について、前条第一項に規定する事由がある場合(同項第4号から第7号までに掲げる事由がある場合については、同条第二項に規定する場合に限る)には、その裁判に対し独立した不服申立ての方

法を定めているときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができる。

(管轄裁判所)

**第三百四十一条** 再審の訴えは、不服の申立てについて、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授権を失いたこと。

四 判決に従つた裁判官が事件について職務妨げられたこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至つたこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを

許可抗告)

**第三百四十二条** 再審の訴えは、当事者が判決の確定した後再審の事由を知つた日から三十日の不变期間内に提起しなければならない。

(再審の訴訟手続)

**第三百四十三条** 再審の訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 不服の申立てに係る判決の表示及びその判決に對して再審を求める旨

三 不服の理由

(不服の理由の変更)

**第三百四十四条** 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。

(再審の訴えの却下等)

**第三百四十五条** 裁判所は、再審の訴えが不適法である場合に、決定で、これを却下しなければならない。

裁判所は、再審の事由がない場合には、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。

(再審開始の決定)

**第三百四十六条** 裁判所は、再審の事由がある場合に、再審開始の決定をしなければならない。

裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

(即時抗告)

**第三百四十七条** 第三百四十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百四十八条** 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。

(決定又は命令に対する再審)

第三百四十九条 即時抗告をもつて不服を申し立てることができる決定又は命令で確定したものに對しては、再審の申立てをすることができる。

第三百五十条 再審の訴えは、当事者が判決の

確定した後再審の事由を知つた日から三十日の不变期間内に提起しなければならない。

(再審の訴訟手続)

**第三百五十二条** 再審の訴えには、その性質

に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。

六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造され若しくは変造されたものであったこと

又は判決の証拠となつた電磁的記録が不正に作られたものであったこと。

同項第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えには、適用しない。

2 第三百三十八条から前条までの規定は、前項の申立てについて準用する。

**第五編 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則**

(手形訴訟の要件)

手形による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求めることができる。

2 手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴状に記載してしなければならない。(反訴の禁止)

**第三百五十二条** 手形訴訟においては、反訴を提起することができない。(証拠調べの制限)

**第三百五十二条** 手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに限りすることができる。

2 文書の提出の命令若しくは送付の嘱託又は第二百三十二条の三第一項において準用する第二百二十三条に規定する命令若しくは同項において準用する第二百二十六条に規定する嘱託は、することができない。対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える物件の提出の命令又は送付の嘱託についても、同様とする。(通常の手続への移行)

**第三百五十三条** 原告は、口頭弁論の終結に至るまで、被告の承諾を要しないで、訴訟を通常の手続に移行する。

3 前項の場合には、裁判所は、直ちに、被告に対し、訴訟が通常の手続に移行した旨の通知をしなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その通知をすることが要しない。

4 第二項の場合には、手形訴訟のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

(口頭弁論の終結)

**第三百五十四条** 裁判所は、被告が口頭弁論において原告が主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合には、前条第三項の規定による通知をする前であっても、口

頭弁論を終結することができる。(口頭弁論を経ない訴えの却下)

**第三百五十五条** 請求の全部又は一部が手形訴訟による審理及び裁判をすることができないものであるときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えの全部又は一部を却下することができる。

2 前項の場合において、原告が電子判決書の送達を受けた日から一週間以内に同項の請求について通常の手続により訴えを提起したときは、

2 第百四十七条の規定の適用については、その訴えの提起は、前の訴えの提起の時にしたものとみなす。

**第三百五十六条** 手形訴訟の終局判決に対する控訴をすることは、控訴をすることができない。ただし、前条第一項の判決を除き、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。(異議の申立て)

**第三百五十七条** 手形訴訟の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書又は第二百五十四条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。(異議申立権の放棄)

**第三百五十八条** 異議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。(口頭弁論を経ない異議の却下)

**第三百五十九条** 異議が不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、異議を却下することができる。(異議の取下げ)

**第三百六十条** 異議は、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げることができる。

**第三百六十二条** 手形訴訟による審理を経ないで、判決で、異議を却下することができる。

**第三百六十三条** 告訴は、前項の申述があつた時に、通常の手続に移行する。

3 前項の場合には、裁判所は、直ちに、被告に

(異議後の手続)

**第三百六十二条** 前条の規定によつてすべき判決が手形訴訟の判決と符合するときは、裁判所は、手形訴訟の判決を認可しなければならない。ただし、手形訴訟の判決の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により手形訴訟の判決を認可する場合を除き、前条の規定によつてすべき判決においては、手形訴訟の判決を取り消さなければならぬ。(異議後判決における訴訟費用)

**第三百六十三条** 異議を却下し、又は手形訴訟においてした訴訟費用の負担の裁判を認可する場合には、裁判所は、異議の申立てがあつた後の訴訟費用の負担について裁判をしなければならない。

2 第二百五十八条第四項の規定は、手形訴訟の判決に対し適法な異議の申立てがあつた場合について適用する。

**第三百六十四条** 控訴裁判所は、異議を不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならぬ。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

2 第二百五十八条第四項の規定によつて却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならぬ。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

**第三百六十五条** 第二百七十五条第二項後段の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、同項前段の申立ての際にしなければならない。

**第三百六十六条** 第三百九十五条又は第三百九十八第一項の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、支払督促の申立ての際にしなければならない。

2 第三百九十九条第一項の規定による仮執行の宣言があつたときは、前項の申述は、なかつたものとみなす。

**第三百六十七条** 小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求は、異議の取下げについて準用する。

(通常の手続への移行)

**第六編 少額訴訟に関する特則**

(少額訴訟の要件等)

請求を目的とする訴えについては、小切手訴訟による審理及び裁判を求めることができる。

**第三百六十二条** 第三百五十条第二項及び第三百五十二条から前条までの規定は、小切手訴訟に関する特則

2 第三百五十条第二項及び第三百五十二条から前条までの規定によつてすべき判決が手形訴訟の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

**第三百六十二条** 第三百五十条第二項及び第三百五十二条から前条までの規定によつてすべき判決が手形訴訟による審理及び裁判を求めるときは、訴訟の請求額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めめた回数を届け出なければならない。

**第三百六十九条** 少額訴訟においては、反訴を提起することができない。

**第三百七十条** 少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。

2 当事者は、前項の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。

**第三百七十二条** 証人の尋問は、宣誓をさせないことがあります。ただし、裁判所は、即時に取り調べることができる証拏に限りすることができる。(証人等の尋問)

**第三百七十三条** 証人の尋問は、宣誓をさせないことがあります。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と証人とが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、証人を尋問することができる。

**第三百七十三条** 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただ



(異議後の審理及び裁判)

**第三百八十二条** 適法な異議があつたときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

**第三百八十三条** 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

**第三百八十四条** 裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の終局判決の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

**第三百八十五条** 第三百六十二条及び第三百六十三条の規定は、第一項の審理及び裁判について準用する。

## 第八編 督促手続

### 第一章 総則

(支払督促の要件)

**第三百八十六条** 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。ただし、日本において公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

(支払督促の申立て)

**第三百八十七条** 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもする。

**第三百八十八条** 支払督促の申立ては、債務者の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもする。

**第三百八十九条** 事務所又は営業所を有する者に対する請求

一 事務所又は営業所を有する者に対する請求  
二 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求  
三 手形又は小切手の支払地

(訴えに関する規定の準用)  
**第三百九十条** 支払督促の申立てには、その性質に反しない限り、訴えに関する規定を準用する。

**第三百九十二条** 支払督促の申立てが第三百八十二条若しくは第三百八十三条の規定に違反するとき、又は申立ての趣旨から請求に理由がないことが明らかなどときは、その申立てを却下しなければならない。請求の一部につき支払督促を發することができない場合におけるその一部に(申立ての却下)

**第三百九十三条** 支払督促の申立てが第三百八十二条若しくは第三百八十三条の規定に違反するとき、又は申立ての趣旨から請求に理由がないことが明らかなどときは、その申立てを却下しなければならない。請求の一部につき支払督促を發することができない場合におけるその一部に(申立ての却下)

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 前項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

4 前項の異議の申立てについての裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

**第三百九十四条** 支払督促は、債務者を審尋しないで発する。

**第三百九十五条** 債務者は、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所に督促異議の申立てをすることができる。

**第三百九十六条** 支払督促は、債務者を審尋しないで発する。

**第三百九十七条** 債務者は、支払督促を発した裁判所書記官は、支払督促を、最高裁判所規則で定めるところに掲げる事項を記録するときは、電子支払督促(次に掲げる事項を記録し、かつ、債務者がその送達を受けた日から二週間に内に督促異議の申立てをしないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言をする旨を併せて記録した電磁的記録をいう。以下この章において同じ。)を作成しなければならない。

**第三百九十八条** 一 第三百八十二条の給付を命ずる旨  
二 請求の趣旨及び原因  
三 当事者及び法定代理人

**第三百九十九条** 判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

**第三百九十六条** 一 第三百八十二条の給付を命ずる旨  
二 請求の趣旨及び原因  
三 当事者及び法定代理人

**第三百九十七条** 判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

**第三百九十八条** 一 第三百八十二条の給付を命ずる旨  
二 請求の趣旨及び原因  
三 当事者及び法定代理人

**第三百九十九条** 判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

**第三百九十六条** 一 第三百八十二条の給付を命ずる旨  
二 請求の趣旨及び原因  
三 当事者及び法定代理人

**第三百九十七条** 判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

**第三百九十八条** 一 第三百八十二条の給付を命ずる旨  
二 請求の趣旨及び原因  
三 当事者及び法定代理人

**第三百九十九条** 判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

**第三百九十六条** 一 第三百八十二条の給付を命ずる旨  
二 請求の趣旨及び原因  
三 当事者及び法定代理人

**第三百九十七条** 判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

**第三百九十八条** 一 第三百八十二条の給付を命ずる旨  
二 請求の趣旨及び原因  
三 当事者及び法定代理人

**第三百九十九条** 判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

2 仮執行の宣言後に適法な督促異議の申立てができる。

**第三百九十六条** (督促異議の申立てによる訴訟への移行)

**第三百九十七条** 債務者が通知を受けた日から二月の不变期間内にその申出をしないときは、支払督促は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二月の不变期間内にその申出をしないときは、支払督促は、その効力を失う。

**第三百九十八条** (督促異議の申立て)

**第三百九十九条** 仮執行の宣言前に適法な督促異議の申立てがあったときは、支払督促は、その督促異議の限度で効力を失う。

**第三百九十六条** 仮執行の宣言を付した支払督促で記録して仮執行の宣言をしなければならない。

**第三百九十七条** 債務者が電子支払督促の送達を受けた日から二週間に内に督促異議の申立てをしないときは、支払督促の申立てが確定したとき

**第三百九十八条** 仮執行の宣言は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促に手続の費用額を併せて記録して仮執行の宣言をしなければならない。

**第三百九十九条** 債務者が電子支払督促に記録されたり、その宣言前に督促異議の申立てが確定したとき

**第三百九十六条** 仮執行の宣言を付した支払督促で記録して仮執行の宣言をしなければならない。

**第三百九十七条** 債務者が電子支払督促に記録されたり、その宣言前に督促異議の申立てが確定したとき

**第三百九十八条** 仮執行の宣言を付した支払督促で記録して仮執行の宣言をしなければならない。

**第三百九十九条** 債務者が電子支払督促に記録されたり、その宣言前に督促異議の申立てが確定したとき

**第三百九十六条** 仮執行の宣言を付した支払督促で記録して仮執行の宣言をしなければならない。

**第三百九十七条** 債務者が電子支払督促に記録されたり、その宣言前に督促異議の申立てが確定したとき

**第三百九十八条** 仮執行の宣言を付した支払督促で記録して仮執行の宣言をしなければならない。

**第三百九十九条** 債務者が電子支払督促に記録されたり、その宣言前に督促異議の申立てが確定したとき

**第三百九十六条** 仮執行の宣言を付した支払督促で記録して仮執行の宣言をしなければならない。

**第三百九十七条** 債務者が電子支払督促に記録されたり、その宣言前に督促異議の申立てが確定したとき

**第三百九十八条** 仮執行の宣言を付した支払督促で記録して仮執行の宣言をしなければならない。

**第三百九十九条** 債務者が電子支払督促に記録されたり、その宣言前に督促異議の申立てが確定したとき

2 前項の決定に対する抗告をすることができる。

**第三百九十六条** (督促異議の申立て)

**第三百九十七条** 債務者が通知を受けた日から二月の不变期間内にその申出をしないときは、支払督促は、その督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立てが最高裁判所規則で定める簡易裁判所の費用は、訴訟費用の一部とする。

**第三百九十八条** (督促異議の申立て)

**第三百九十九条** 債務者が通知を受けた日から二月の不变期間内にその申出をしないときは、支払督促は、その督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立てが最高裁判所規則で定める簡易裁判所の費用は、訴訟費用の一部とする。

合にはその裁判所に、その裁判所がない場合には同条第二項第一号に定める地を管轄する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。前項の規定にかかるらず、債権者が、最高裁判所規則で定めるところにより、第一項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所のうち、一の簡易裁判所又は地方裁判所を指定したときは、その裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

(電子情報処理組織による送達の効力発生の時期)

**第三百九十九条** 第百九条の三の規定による送達にかかるらず、送達を受けるべき債権者の同意があるときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促手続に関する通知が当該債権者に対して発せられた時に、その効力を生ずる。

**第四百条から第四百二条まで 削除**

### 第九編 執行停止

**第四百三条** 次に掲げる場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てて強制執行の開始若しくは続行をすべき旨を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。ただし、強制執行の開始又は続行をすべき旨の命令は、第三号から第六号までに掲げる場合に限り、することができる。

一 第三百二十七条第一項(第三百八十条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の上告又は再審の訴えの提起があつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があつたとき。

二 債権者は上告受理の申立て又は仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起があつた場合に對する控訴の申立てに対する上告の提起若しくは上告受理の申立て又は仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起若しくは上告受理の申立てに対する上告の提起若しくは上告受理の申立て又は仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起があつた場合において、供託をする場合は、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

(担保の提供)

### 第四百五条

この編の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしづかねばならない。

2 第七十六条 第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

三 仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する控訴の提起

は同条第二項第一号に定める地を管轄する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。前項の規定にかかるらず、債権者が、最高裁判所規則で定めるところにより、第一項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所のうち、一の簡易裁判所又は地方裁判所を指定したときは、その裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

(手形又は小切手による金銭の支払の請求及び督促異議の申立てを除く。)があつた場合において、原判決若しくは支払督促の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと又は執行により著しい損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたとき。

四 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求について、仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する控訴の申立てがあつた場合において、原判決又は支払督促の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

五 仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは小切手訴訟の判決に対する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあつた場合において、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

六 第百十七条第一項の訴えの提起があつた場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点につき疎明があつたとき。

2 前項に規定する申立てについての裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

(原裁判所による裁判)

七 第百二十七条第一項の上告の提起若しくは上告受理の申立てに対する上告の提起若しくは上告受理の申立て又は仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起があつた場合において、訴訟記録が原裁判所に存するときは、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

(担保の提供)

### 第四百六条

この編の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしづかねばならない。

2 第百四十五条第一項ただし書(新法において準用する場合を含む)、第百四十六条第一項ただし書(新法において準用する場合を含む)、第百四十七条第一項から第七十三条までの規定にかかるらず、なお従前の例による。

(訴訟費用に関する経過措置)

**第五条** 新法の施行前にした申立てに係る訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続に關しては、新法第七十一条から第七十三条までの規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 新法の施行前に当事者が供託した金銭又は有価証券についての相手方の権利については、新法第七十七条(新法において準用する場合を含む)の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(期日の呼出しに関する経過措置)

**第六条** 新法第九十四条第二項ただし書の規定は、新法の施行前に旧法第一百五十四条第一項に定める方法以外の相当と認める方法による期日の呼出しをした場合には、適用しない。

(送達に関する経過措置)

**第七条** 新法の施行前に裁判所書記官が書類の送達のために郵便を差し出し、又は執行官にその送達の事務を取り扱わせることとした場合に送達に關する経過措置

3 新法の施行前にした申立てに係る公示送達については、新法第一百十条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

4 新法第一百十三条の規定は、新法の施行前に掲示を始めた公示送達については、適用しない。(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えに関する経過措置)

**第八条** 新法第一百十七条の規定は、新法の施行前に第一審裁判所における口頭弁論が終結した事件については、適用しない。

(訴えに関する経過措置)

**第九条** 新法第一百四十二条の規定は、新法の施行前に期日の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合には、適用しない。

2 新法第一百四十六条第一項ただし書(新法において準用する場合を含む)の規定は、管轄裁判所を定める合意及び送達に關する事項並びに附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

2 新法の施行前にした管轄裁判所を定める合意に関する事項を除き、なお従前の例による。

20 条、第二十一条、第二百四十五条第一項ただし書(新法において準用する場合を含む)、第二百四十六条第一項ただし書(新法において準用する場合を含む)、第二百四十七条第一項から第七十三条までの規定にかかるらず、なお従前の例による。

(訴訟費用に関する経過措置)

**第十条** 新法第一百五十二条第二項(新法において準用する場合を含む)の規定は、新法の施行における攻撃又は防御の方法の提出時期については、新法第一百五十六条(新法において準用する場合を含む)の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあつた場合において、訴訟記録が原裁判所に存するときは、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

(攻撃防御方法の提出時期に関する経過措置)

**第十一条** 新法の施行に係る訴訟における攻撃又は防御の方法の提出時期については、新法第一百五十六条(新法において準用する場合を含む)の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあつた場合において、訴訟記録が原裁判所に存するときは、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

(準備書面に関する経過措置)

**第十二条** 新法の施行前に提出された準備書面に記載した事実についての相手方が在延しない口頭弁論における主張については、新法第一百六十一条第三項(新法において準用する場合を含む)の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(準備手続に関する経過措置)

**第十三条** 新法の施行前に付された準備手続については、期日の呼出し及び送達に關する事項を除き、なお従前の例による。

(疎明に代わる保証金の供託等に関する経過措置)

**第十四条** 新法の施行前に当事者又は法定代理人に保証金を供託させ、又はその主張の真実であることを宣誓させた場合における疎明の代用に

については、附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。  
 (当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果に関する経過措置)

**第十五条** 新法第二百二十四条第三項（新法において準用する場合を含む。）の規定は、当事者が、新法の施行前にした文書（新法第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この条において同じ。）の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようにした場合には、適用しない。

（損害額の認定に関する経過措置）

**第十六条** 新法第二百四十八条（新法において準用する場合を含む。）の規定は、新法の施行前に、第一審又は第一審である高等裁判所における口頭弁論が終結した事件、第二審である地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。（訴えの取下げ等につき相手方の同意を擬制するための期間に関する経過措置）

**第十七条** 次に掲げる場合には、訴えの取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げ（以下この条において「訴えの取下げ等」という。）に相手方が同意したものとみなすための期間については、新法第二百六十五条（新法において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例によること。

一 訴えの取下げ等が書面でされた場合において、新法の施行前にその書面が相手方に送達されたとき。  
 二 新法の施行前の相手方が出頭した口頭弁論の期日において訴えの取下げ等が口頭でされたとき。  
 三 訴えの取下げ等が口頭弁論の期日において口頭でされた場合（その期日に相手方が出頭した場合を除く。）において、新法の施行前にその期日の調書の副本が相手方に送達されたとき。

（訴えの取下げ等の擬制に関する経過措置）

**第十八条** 新法の施行前の口頭弁論の期日に当事者双方が出頭せず、又は弁論をしないで退廷したとき。

た場合には、訴え、控訴若しくは上告の取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げがあつたものとみなすための期間については、新法第二百六十三条前段（新法において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**第十九条** 新法の施行前に言渡しがあつた第一審の判決に対する控訴の提起の方式については、新法第二百八十六条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（控訴に関する経過措置）

**第二十条** 新法の施行前に控訴審の言渡しがあつた第一審の判決に対する控訴については、適用しない。

**第二十一条** 新法の施行前に控訴審の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合は、適用しない。（最高裁判所にする上告に関する経過措置）

**第二十二条** 新法の施行前に控訴審の口頭弁論を終結した事件については、適用しない。

**第二十三条** 新法の施行前にした支払命令の申立てに係る督促手続に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第二十四条** 新法の施行前にした執行停止の申立て（仮執行の宣言を付した支払命令に係る執行停止の申立てを除く。）に係る裁判についての規則の適用については、なお従前の例による。

**第二十五条** 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（最高裁判所規則への委任）

**第二十六条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、新法の施行前に裁判所に係属している事件の処理に際して必要な事項は、最高裁判所規則で定める。（検討）

**第二十七条** 新法第二百二十条第四号に規定する公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（督促手続に関する経過措置）

**第二十八条** 新法の施行前にした執行停止の申立てに係る督促手続に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第二十九条** 新法の施行前に控訴審の申立てに係る督促手続に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第三十条** 新法の施行前に控訴審の申立てに係る督促手続に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第三十一条** 新法の施行前に控訴審の申立てに係る督促手続に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第三十二条** 新法の施行前に控訴審の申立てに係る督促手続に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第三十三条** 新法の施行前に控訴審の申立てに係る督促手續に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第三十四条** 新法の施行前に控訴審の申立てに係る督促手續に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第三十五条** 新法の施行前に控訴審の申立てに係る督促手續に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

**第三十六条** 新法の施行前に控訴審の申立てに係る督促手續に際しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

（経過措置）

**第三条** 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（再審に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行前に再審の提起又は再審の申立てがあった事件については、新法第三百四十五条から第三百四十八条までの規定（これらの規定を新法において準用する場合を含む。）にかかるわらず、なお従前の例による。（再審に関する経過措置）

（施行期日）

**第六条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

**附則**（平成一三年一二月五日法律第一三九号）抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附則**（平成一三年一二月五日法律第一五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

**附則**（平成一三年一二月五日法律第一五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則**（平成一三年一二月五日法律第一五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。





**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第二百三十九条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の一、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則（令和二年四月二四日法律第二二二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

**附 則（令和三年四月二八日法律第二四二号）抄**

（施行期日）

附 則（令和二年四月二四日法律第二二二号）抄  
行期日　この法律は、公布の日から起算して六月三十一日までに施行する。この期間内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第四十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
附 則（平成二九年六月一日法律第四五号）  
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の一、第一百三十三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**第四十六条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三十五条** この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の民事訴訟法第百四条第三項第二号に掲げる送達（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第百四条の規定により当該送達とみなされた送達を含む。）は、前条の規定による改正後の民事訴訟法第百四条第三項の規定の適用については、同項第一号に掲げる送達とみなす。

定を除く)、附則第四十一条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中總務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第47条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八

**第三十四条** (その他の経過措置の政令等への委任)  
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第三百三十六号) 第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定が公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

事執行法第百五十六条の改正規定、同法第百五十七条第四項の改正規定、同法第百六十一条第一項の改正規定、同法第百六十二条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十五条第一号の改正規定、同法第百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第百六十七条の第十四項の改正規定及び同法第百六十七条の第十四項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の処罰等に関する法律（平成一年法律第

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に  
関する法律第二十八条の「第一項の改正規定  
及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正  
規定（取消しの申立て）」の下に、「秘匿決定  
を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧  
等の請求をすることができる者を秘匿決定に  
係る秘匿対象者に限りの決定を求める申立て、  
秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等に  
より閲覧等が制限される部分につき閲覧等を  
することの許可を求める申立て」を加える部  
分に限る。）、第五条中民事訴訟法第三十五条  
の文第三句、第六十九条の規定に該当する。

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二十五条の規定が公布の日

(その他の経過措置の政令等への委任)  
**第三十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

四十六条において準用する場合を含む。) に規定する訴えに係る訴訟であつて家庭裁判所の管轄に属するものをいう。附則第四条において同じ。) に係る事件を除く。附則第五条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第一百一十二条において同じ。) であつてこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提起されるもの(施行

(訴訟費用額の確定手続に関する経過措置)  
**第二条** 第二条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の民事訴訟法（以下「第二条改正後民事訴訟法」という。）第七十一条第二項（第一条改正後民事訴訟法第七十二条及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法第二条に規定する人事訴訟をいう。附則第四条において同じ。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法第

本法律(平成二十二年法律第二十号)、第四条の改正規定(「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る)、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第三百三十二条の規定並びに附則第百一十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第五十五条の改正規定(「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る)、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め

（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規定を除く）

条第二項及び第三項に係る部分に限る。)及び同法第一百七十条第三項の改正規定並びに第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定(「民事訴訟法」の下に「第八十九条第二項及び」を加え、「同条第四項」を「同法第百七十九条第三項及び第百七十条第四項」(この改

れたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）（以下「第二条改正前事件」と総称する。）に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(改正規定に限る。)による改正後の民事訴訟法第八十七条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、人事訴訟及び家庭裁判所における執行関係訴訟に関する手続には、適用しない。

(訴訟に関する事項の証明に関する経過措置)

**第五条** 第二条改正後民事訴訟法第九十一条の三(第二条改正後民事訴訟法第百三十二条の七において準用する場合を含む。)の規定は、第二条改正後事件に関する事項の証明について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起さ

くは第四百五十三条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によりされた裁判所による催告は、施行日以後は、第二条改正後民事訴訟法第七十九条第三項(民事訴訟法第二百五十九条第六項、第三百七十六条第二項若しくは第四百五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によりされた裁判所書記官による催告とみなす。

(人事訴訟等に関する手続における映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等に関する経過措置)

（総称する。）における訴訟費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。（担保権利者に対する権利を行使すべき旨の催告に関する経過措置）

日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを除く。(以下同じ) 及び施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件(訴えに係る事件を含む)。(以下「第二条文更後事件」といふ)

(期日の呼出しに関する経過措置)

(期日の呼出しに関する経過措置)  
**第六条** 第二条改正後民事訴訟法第九十四条の規定は、第二条改正後事件における期日の呼出し

及び施行日以後に開始される裁判手続に関する事件（訴えに係る事件を除く。）における民事訴訟費用等に関する法律に規定する手数料に係

の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

び第五項の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける訴えの取下げ又は控訴の取下げが口頭でされた場合における

**第七条** 第二条改正後民事訴訟法第一百条第二項の  
について適用し、第一条改正前事件における期  
日の呼出しについては、なお從前の例による。  
(送達報告書に関する経過措置)

規定は、第二条改正後事件における送達報告書の提出について、適用する。

(公示送達の方法に関する細則指掌)  
第八条 第二条改正後民事訴訟法第一編第五章第四節第四款の規定は、第二条改正後事件における公示送達について適用し、第二条改正前事件における公示送達については、なお從前の例による。

等に関する法律は規定する手数料は係る額付命令並びに当該納付命令に違反したことを理由とする訴状、控訴状、上告状、抗告状その他申立書の却下については、なお従前の例による。  
（積明處分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

「一方法」と第二条改正後民事訴訟法第二百三十二条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」として、第二条改正後民事訴訟法第二百三十二条の二及び第二百三十二条の規定を適用する。

**第十九条** 第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条第一項の規定は、第二条改正後事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調査の効力について適用し、第二条改正前事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る調査の效力についても、これらを別途定める。

**第九条** 第二条改正後民事訴訟法第百一十八条第三項の規定は、第二条改正後事件における訴訟手続の受継についての裁判について適用し、第二条改正前事件における訴訟手続の受継についての裁判については、なお従前の例による。  
（訴えの提起前における証拠収集の処分の手続に関する経過措置）

**第十三条** 第二条改正前事件における新規处分による電磁的記録の提出については、第二条改正後民事訴訟法第百五十一條第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」として、同項の規定を適用する。  
(口頭弁論調書に関する経過措置)

**第十九条** 第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条から第二百五十五条まで、第二百五十六条第三項及び第二百八十三条の規定は、訴えに係る事件であつて起訴日以後に提起されるものにおける判決の言渡しの方式、電子判決書への記録事項、電子判決書に基づかない判決の言渡し、電子調査書の送達、変更の判決に係る言渡期日の平出

調書の效力については、なお前例による。  
第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条第二項の規定は、第二条改正後事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した電子調書の送達について、適用する。

第二条改正前事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る調書の更正については、  
第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条の二第一項中、「前条第一項の規定によりファイレに記

第一項 第二項の規定は、施行日以後に申請してらる訴えの提起前における証拠収集の処分の手続について、適用する。  
(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

規定に、第二条改正後事案における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、第二条改正前事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

記録事項について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける判決の言渡しの方式、判決書の記載事項、判決書の原本に基づかない判決の言渡し、判決書及び判決書の送達変更の手続に係る言渡しの時日並びに簡易裁判所の事件に係る電子判決書への

**第十一條** 第二条改正後民事訴訟法第一編第七章の規定は、第二条改正後事件における第二条改正後民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、第二条改正前事件における第二条改正前民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

2 第二条改正前事件における口頭弁論調書の更正については、第二条改正後民事訴訟法第百六十条の二第一項中「前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容」とあるのは「調書の記載」と、同条第二項中「その旨をファイルに記録して」とあるのは「調書を作成して」として、同条の規定を適用する。  
（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

書の作成に代えて記載される調書の送達、変更の判決に係る言渡期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る判決書の記載事項については、なお従前の例による。

第二条改正後民事訴訟法第二百二十二条において準用する第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、第二条改正後事件における電子決定書（第二条改正後民事

条（第二条改正後民事訴訟法第三百三十三条において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける判決に対する控訴期間又は上告期間について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける判決に対する控訴期間又は上告期間については、なお従前の例による。

(訴えの提起の手数料の納付等がない場合に関する経過措置)

**第十五条** 第二条改正後民事訴訟法第二百五条第一項、(第二条改正後民事訴訟法第二百五条第二項、(第二条改正後民事訴訟法第二百五条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項において準用する場合を含む。)及び第

訴訟法第百二十二条において準用する第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。)の作成に

(手形訴訟及び小切手訴訟における口頭弁論を経ない却下又は異議の申立てに関する経過措置)

の二（第二条改正後民事訴訟法第二百八十八条）  
（第二条改正後民事訴訟法第三百十三条）（第二  
条改正後民事訴訟法第三百三十一条において準  
用する場合を含む。）及び第三百三十一条において準  
用する場合を含む。）及び他の法律において準用す  
る場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるもの

二百五十五条第二項（第二条改正後民事訴訟法第二百八十八条第一項及び第二百七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における証人若しくは当事者本人の尋問に代わる書面及び鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定

について適用し、第二条改正前事件における決定書の作成については、なお従前の例による。  
（訴え又は控訴の取下げが口頭でされたときに  
関する経過措置）

**第二十一条** 第二条改正後民事訴訟法第三百五十五条第二項及び第三百五十七条（これらの規定を第二条改正後民事訴訟法第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起される手形訴訟及び小切手訴訟における口頭弁論を経ない訴えの却下及び終局判決に対する異議申立てについて適用し、施

行日前に提起された手形訴訟及び小切手訴訟における口頭弁論を経ない訴えの却下及び終局判決に対する異議申立てについては、なお従前の例による。

**第二十二条** 第二条改正後民事訴訟法第三百七十七条の規定による少額訴訟の判決の言渡し等に関する経過措置

(法定審理期間訴訟手続に関する経過措置)  
**第二十三条** 第二条改正後民事訴訟法第七編の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものについて、適用する。  
(督促手続に関する経過措置)

2 係る審査事項(送達)併舉行の宣言及び併舉行の宣言後の督促異議については、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**  
**第一百二十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**  
**第一百二十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとき

は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

号附則抄（令和五年五月一七日法律第二八

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 各号

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）、第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第一百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一條中少年鑑別所法第一百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十二条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定、附則第十三条中刑事特別法（昭和二十七年法律第二百三十八号。以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第二百六十五号。以下「日国連裁判権規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号。以下「日国連地位協定書刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第二百五十一号。以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十二条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三項、第二百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十条の十一の項の改正規定（第二百七十八条の二第二項）を「第二百七十八条の三第二项」に改める部分に限る）、附則第二十七条の法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中

第

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十九条第七項の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日